

資料2:市民参加制度調査審議会答申案たたき台に関する各委員の考えについて

委員名	(1) 手続対象範囲の拡大		(2) 手続対象範囲の縮小	
	公共施設の新増設等を市民参加手続の対象とすること	公共施設の休廃止を市民参加手続の対象とすること	他の制度に基づく市民参加手続を行う場合の適用除外について	公共施設の利用方法を定める規定の改廃を特に市民の関心が高い場合だけとすること
角田義寛	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象としたほうがよい。 5年が経過しているとはいえ認知度はまだ低い状況なので、広げるほうを基本と考える。 市民の意見を聞く機会が多いほうがよい 		<ul style="list-style-type: none"> 現行どおりでよい（そんなにこだわりはない） 今までどおりでもうしばらく様子を見てよい 	<ul style="list-style-type: none"> 意見が出ないからといって事務的に落とすことは条例の主旨に反するのではない。
青木昭子	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおりでよい 作るかどうかは市と市議会が検討して決めること。 具体的な施設の概要を決める段階で市民参加手続を経るのが良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおりでよい ただし、市民への説明は十分に必要はある。 	<ul style="list-style-type: none"> 除外しても良い 同様の手続が法律で義務付けられているのであれば、市民参加手続から除外しても良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 関心の高い場合だけで良い 多くの市民が関心を持つような場合だけ市民参加手続の対象とした方がよい。
沖野和子	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方がよい ある程度計画が見えた段階で市民の考えを聞くことは必要 ただし、災害など緊急時などは市民参加手続で時間をかけないようにしたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方がよい 利用者に影響があることなので、市民参加手続をして、意見を聞いたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 除外しても良い 他に同様の市民参加手続が定められていて、利害関係者にも詳しく説明することになっているのであれば、条例の規定に合わせなくてもよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 関心の高い場合だけでよい。
大森由紀子	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象としたほうがよい 	<ul style="list-style-type: none"> 改めたほうがよい 地域住民への事前説明が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 除外してもよいかなあという気持ちになっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 改めてもよい。
越智一	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方がよい 市民が望む施設となるためには、市民と相談することが必要なので、新設する場合は対象とすべき。 買取りの場合は、時間をかけることによる損益のこともあるので、基本的には手続は不要。市長と市議会がよく話し合っていると良い。ただし、買取る施設の利用方法を市民参加手続で市民に問うことは良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には止める意思が固まっているのだから、あらためて市民に意見を聴く必要はないと思うが、施設によっては廃止を決める前に市民と十分に話し合う必要があるものもあるので、規定することでも構わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 除外しても良い 	<ul style="list-style-type: none"> 関心の高い場合だけでよい

委員名	(1) 手続対象範囲の拡大		(2) 手続対象範囲の縮小	
	公共施設の新增設等を市民参加手続の対象とすること	公共施設の休廃止を市民参加手続の対象とすること	他の制度に基づく市民参加手続を行う場合の適用除外について	公共施設の利用方法を定める規定の改廃を特に市民の関心が高い場合だけとすること
軒名孝	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続とした方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続とした方が良い 現に利用者がある場合は、利用者の意向を聞くことは必要と思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 除外しても良い 	<ul style="list-style-type: none"> 関心の高い場合だけで良い ただし、「関心の高い場合」の基準を明確にすることは必要
熊谷美香	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方が良い ただし、施設によって市民の関心度が異なるので、一律に対象としなくも良い。 市民参加手続を要する施設と要しない施設の線引きが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方が良い 市が廃止を決定する前には市民参加手続をするようにした方が良い。 利用者の意見が反映される仕組みであるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 除外しても良い 他に同様の手続が義務付けられているのであれば、市民参加手続の対象から除外しても良い。実質的に市民の意見が言える状態であれば、それでよいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の関心が高い場合だけ市民参加手続を行うことで良い。 ただし、市民の関心が高いかどうかを線引きするのは難しい。 少なくともサービスが悪くなるような場合は市民参加手続の対象とした方が良い。
斎藤美樹子	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方が良い。 将来的に利用者が減少したり、市民が維持管理できないことも想定されるので、建てることを決める前に市民の意見を聞いた方が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおりで良いが、市民生活に特に影響があると思われる施設の廃止については、市民参加手続とした方が良い。(条例別表第7項) 	<ul style="list-style-type: none"> 除外しても良い 市民参加手続と同様な手続が法律で定められているのだから、実質的な市民参加手続を行っていると考えられる。また利害者一人一人には十分な説明を行っているので、期間を長くしたからといって意見がでる訳ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 関心の高い場合だけで良い サービスが低下するなど市民生活に影響があるものは市民参加手続は必要。 サービスが拡大するような場合は市民参加手続をする必要はない。
長良幸	<ul style="list-style-type: none"> 対象とした方が良い 公共施設の建設や維持は、義務的なものでないので、それがどうかは地域で選択すべき。 できれば地域リーダーや審議会だけでなく、声を出さない人の意見を吸い上げることが大切。声を出さない人の中にも、経済力や影響力を持っている人がいる。そういう人の考えを聞いたほうが良い。 		<ul style="list-style-type: none"> 縮小しても良い 1ヶ月という市条例の期間そのものの妥当性もいつか検討することを考えてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 縮小には反対 市民にもいろいろいて、関心の持ち方も様々。役所が本当に判断できるのか？ 担当課の負担になっているのなら、可能ならば手続を簡素化するなどして負担を軽減できないか。
椿俊夫	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方が良い 市民参加制度の趣旨に照らせば、施設の要否についても対象とすべき。 大まかな設計を決めるときになってから手続の対象とするのは妥当性を欠く。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方が良い 公共施設をより便利に使いたいと言う市民ニーズを聴くのであれば、廃止の際にも市民の意見を聞くべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 除外しても良い 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままで良い 必ずしも反対と言うわけではないが、まだ事例が少ないので、もっと様子を見てからでも良いのではないか。

委員名	(1) 手続対象範囲の拡大		(2) 手続対象範囲の縮小	
	公共施設の新增設等を市民参加手続の対象とすること	公共施設の休廃止を市民参加手続の対象とすること	他の制度に基づく市民参加手続を行う場合の適用除外について	公共施設の利用方法を定める規定の改廃を特に市民の関心が高い場合だけとすること
羽田美智代	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象としたほうがよい。 		<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり（こだわりはない） 市民参加手続を定着させるためにも現行のままだがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままでよい 意見がないからやめてもよいということにはならないのではないかな 狭めるのであれば、手続しなかった事例についても公表する
松尾拓也	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続の対象とした方がよい 市民参加手続にすることで市民への情報提供がされ、市民議論につながる。 		<ul style="list-style-type: none"> 除外してもよい ただし、制度の後退となる変更ではないことを十分に市民に説明することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 関心の高い場合だけで良いと思うが、基準の設定が難しいのでは。 どういう場合が関心の高い場合かを例示するなど、工夫が必要。
吉岡和則	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加を進める市のスタンスを考えると対象にするのが自然。 特に全市民が使うような大きな施設については参加手続が求められるのではないかな 	<ul style="list-style-type: none"> 財政再建のために公共施設の休廃止をしなければならぬ今の時代、本質的に手続が必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画などは前段で市民の声を聴く手続をしているのだから、あえて最終段階で上乘せする必要はない。 他自治体と違うスケジュールで決められた期間内に手続をするのは事務的にも大変。 	<ul style="list-style-type: none"> これからは利用者にとってマイナスになるような規定改正もあるだろうし、従前どおり市民意見を聴くようにしておけば間違いはないかな。
上田均	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の新增設はそれほど多くなく、これを含めても市民参加の機会がそれほど増えるわけではないので、あえて手続対象としなくてもよいのではないかな 	<ul style="list-style-type: none"> 実質的にこれまでと変わらないので、市民参加手続の対象と明文化することは問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 除外してもよい 別の制度で市民参加が保証されているのだから、二重の制度とする必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のままでよい